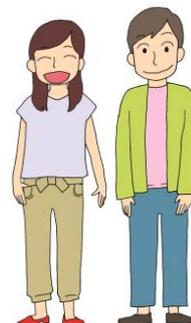


第2次 度会町男女共同参画基本計画

令和3年度～令和7年度



概要版



計画策定の趣旨

性別による役割分担意識の解消や男女の生き方、暮らし方などに対する世界の標準的な考え方や意識が若い世代を中心に定着してきています。男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮でき、ともに充実した働き方や家庭生活を送ることができる社会が求められています。

平成27年9月には、国連において「持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）」が決定され、男女共同参画の推進についてスピード感が求められています。SDGsの考えを盛り込んだ国の施策動向や社会環境の変化等を踏まえ、本町において男女共同参画社会の実現をさらに推進するため、「第2次 度会町男女共同参画基本計画」を策定します。

計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定められた「市町村男女共同参画計画」として位置づけ、本町が男女共同参画社会の実現に向けて実施するべき施策の基本的な方向や内容を明らかにしたものです。

「第7次度会町総合計画」をはじめ、本町における関連計画との整合性を図っています。

「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく市町村推進計画として位置づけるとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく基本計画にも位置づけます。

計画の期間

(年度)

H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
第1次計画			第1次改訂版		第2次 度会町男女共同参画基本計画				

基本理念

男女がともに支えあう 輝くまち わたらい



基本目標 1 男女共同参画意識の啓発

(1) 男女共同参画の意識づくり

住民・地域への普及活動の充実	関係団体の連携強化
	男女共同参画意識の啓発
職場への意識啓発の働きかけ	自主的な男女共同参画のための住民意識の高揚
メディアによる啓発活動	職場における男女共同参画教育の推進
	多様なメディアを活用した広報・啓発活動の推進

(2) 男女共同参画の視点にたった教育・学習の推進

学校等における男女共同参画の教育の推進	学校等における男女共同参画教育の推進
生涯を通じた男女共同参画の学習機会 会の充実	男女共同参画に関する学習機会・情報の提供

基本目標 2 多様な性が認められ、活躍できる地域・社会づくり

(1) 意思決定の場における男女共同参画の推進

町の審議会、委員会等への女性登用	審議会への女性の登用推進
	女性登用に向けた人材確保
町の女性職員の管理職への登用促進	管理職への女性登用
事業所や各種団体等の方針決定の場 への女性参画促進	地域社会における男女共同参画への取組促進
防災の分野での男女共同参画	防災活動への女性の意見の活用
積極的改善措置の取組と女性のチャ レンジ支援	あらゆる場における積極的改善措置の採用に向けた 普及啓発
男女共同参画に関する相談・苦情への 対応	男女共同参画に向けた相談体制の確立

(2) 誰もが安心して暮らせる地域づくり

困難を抱える男女への支援	ひとり親家庭等への支援
	外国籍の女性への支援
性的マイノリティへの理解の促進	LGBT等への理解の促進

(3) あらゆる人権の尊重

ドメスティック・バイオレンスへの対策	ドメスティック・バイオレンス等の根絶
各種ハラスメント等への対策	各種ハラスメント防止のための普及啓発

基本目標3 性別を問わず働きやすい環境づくり

(1) 就労における男女共同参画の推進

雇用の分野における環境の整備	雇用の分野における男女の均等な機会の確保
	男女が平等に働ける職場組織の確立
多様な就労形態を選択可能にする労働環境の整備	多様な就業形態における労働条件の向上
	職業生活と家庭生活の両立のための育児、介護の環境整備
様々な職業において働きやすい環境づくり	様々な職業における男女共同参画の推進
男女共同参画の視点にたった職業能力開発、起業家等に対する支援	職業能力の開発と起業家支援の促進

(2) 家庭・地域における男女共同参画の推進

家庭生活における男女共同参画	家庭における男女共同参画の啓発の推進
	男性に対する支援
地域社会における男女共同参画	地域における男女共同参画の啓発の推進
家庭・地域生活と仕事の両立支援	子育てや介護の社会化の推進
	子育て支援の充実
	介護支援の充実
	育児・介護休業制度の普及促進

(3) 生涯にわたる心身の健康と生活支援

生涯を通じた心身の健康づくりへの支援	生涯健康づくりの支援・相談体制の充実
	保健医療対策の充実
妊娠・出産期の健康支援	妊娠・出産期の健康支援

男女共同参画社会とは

誰もが性別にかかわらず、社会を構成する対等な一員として尊重され、仕事、家庭、地域などあらゆる分野で個性と能力を発揮し、責任を分かちあう社会です。



LGBT って、聞いたことがありますか？

性的少数者（セクシュアルマイノリティ）のことをいいます。

心と身体の性が一致しないことや、恋愛や性的対象も人によって様々です。

三重県では、2021年3月、「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」が制定されました。性的指向や性自認が多様であることについての理解を広げ、多様性を認めあう社会に向けて取組を進めましょう。





目標指標	現状	目標	(参考・前回目標)
男女共同参画を意識している人の割合	69.9% (令和元年度)	75.0%	60.0%
町広報誌への啓発記事の掲載回数	2回	3回	2回
他部署、他団体と連携した取組	0件 (令和2年度)	2件	—
審議会等における女性の登用率	22.6% (令和2年度)	27.1%	27.9%
委員会等における女性の登用率	14.3% (令和2年度)	17.2%	17.4%
地域のなかで男女の地位が平等になっていると思う割合	26.0% (令和元年度)	31.2%	31.8%
町内商工業者に占める女性事業者の割合	11.4% (令和2年度)	13.7%	—
DVについての啓発回数	0件 (令和2年度)	2件	—
職場のなかで男女が平等であると思う人の割合	23.6% (令和元年度)	35.4%	31.2%
女性が働きやすい状況にあると思う人の割合	15.4% (令和元年度)	23.1%	27.8%
ファミリーサポートセンター会員数	25人 (令和2年度)	50人	50人



第2次 度会町男女共同参画基本計画
 令和3年3月
 発行・編集 度会町総務課
 〒516-2195 三重県度会郡度会町棚橋1215番地1
 電話：0596-62-1111 ファックス 0596-62-1647
<http://www.town.watarai.lg.jp>